

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項 別表の第14の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29及び153の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153及び154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯田市役所 こども未来健康部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 こども未来健康部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務など②行政措置として行う予防接種の実施に関する事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務など②行政措置として行う予防接種の実施に関する事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3 項</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項</p>	事後	
令和3年8月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ. 1	令和1年5月1日 時点	令和3年12月20日 時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ. 2	令和1年5月1日 時点	令和3年12月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I . 1. ②	<p>(字句修正箇所の修正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、次の事項を追加記載し、字句を修正</p> <p>(追加事項)・予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p> <p>(字句の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供 	事後	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化は、その早期実現が求められるとともに、デジタル化の結果、社会経済活動の正常化に向けた取組として、海外渡航に限らず予防接種済証とともに国内での活用が進むものと見込まれる。このため、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を国において早急に構築した後、市町村において当該機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。そのため、令和3年12月20日の機能追加以後に評価を実施した。</p>
令和3年12月20日	I . 3.	<p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	<p>VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更については、3回目接種にあたり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要がある。そのため、令和3年12月14日の機能追加以後に評価を実施した。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	IV. 4.	(未評価)	特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と評価	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化に伴い特定個人情報の取り扱いをVRSのベンダーである株式会社ミラボに委託することとなるが、接種証明書のデジタル化は、その早期実現が求められるとともに、デジタル化の結果、社会経済活動の正常化に向けた取組として、海外渡航に限らず予防接種済証とともに国内での活用が進むものと見込まれる。このため、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を国において早急に構築した後、市町村において当該機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。そのため、令和3年12月20日の機能追加以後に評価を実施した。
令和3年12月20日	IV. 5.	(未評価)	特定個人情報の提供・移転について、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更については、3回目接種にあたり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市町村への接種記録照会を行う必要がある。そのため、令和3年12月14日の機能追加以後に評価を実施した。
令和3年12月28日	評価書名	健康管理に関する事務 基礎項目評価書	予防接種関係事務 基礎項目評価書	事前	システム更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	飯田市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	飯田市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	システム更改
令和3年12月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	飯田市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	飯田市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	システム更改
令和3年12月28日	I.1.①	健康管理に関する事務	予防接種関係事務	事前	システム更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I.1.②	<p>予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など</p> <p>母子保健法に基づく保健指導、妊娠の届出など健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>行政措置として行う予防接種の実施に関する事務など</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施に関する事務など</p> <p>②行政措置として行う予防接種の実施に関する事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 	事前	システム更改
令和3年12月28日	I.1.③	(1)健康管理システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー、(5)ワクチン接種記録システム(VRS)	<p>健康管理システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事前	システム更改
令和3年12月28日	I.2	(1)住民健診情報、(2)予防接種情報、(3)保健指導情報、(4)母子保健情報	予防接種情報ファイル	事前	システム更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I . 3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一(10,49,76項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,40,54条)</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一2項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	システム更改
令和3年12月28日	I . 4.②	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(16の2,16の3,26,56の2,87項) (別表第二における情報照会の根拠):(16の2,17,18,19,70項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(12の2,12の2の2,19,30,44条) (情報照会の根拠):(12の2,12の3,13,13の2,39条)</p>	<p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第8号、別表第二の16の2の項、17の項、18の項及び19の項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条第8号、別表第二の16の2の項及び16の3の項</p> <p>並びに内閣府・総務省令第七号 第12条の2及び第12条の2の2</p>	事前	システム更改
令和3年12月28日	II . 1	令和3年12月20日 時点	令和3年12月28日時点	事前	システム更改
令和3年12月28日	II . 2	令和3年12月20日 時点	令和3年12月28日時点	事前	システム更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月14日	I.1.②	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理並びに他市区町村への接種記録の照会・ 提供 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理並びに他市区町村への接種記録の照会・ 提供(情報提供ネットワークシステムに接続して 行うものを含む) ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付</p>	事前	<p>情報提供ネットワークシステム において新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種 に関する情報の連携開始によ る。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月14日	I.3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(情報提供ネットワークシステムにおける情報照会・提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	<p>情報提供ネットワークシステムにおいて新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報の連携開始による。</p>
令和4年2月14日	II.1	令和3年12月28日時点	令和4年2月24日時点	事前	<p>情報提供ネットワークシステムにおいて新型コロナウイルス</p>
令和4年2月14日	II.2	令和3年12月28日時点	令和4年2月24日時点	事前	<p>情報提供ネットワークシステムにおいて新型コロナウイルス</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I.1.②	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理並びに他市区町村への接種記録の照会・ 提供 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理並びに他市区町村への接種記録の照会・ 提供(情報提供ネットワークシステムに接続して 行うものを含む) ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付(窓口での交付、郵送による交付、ス マートフォン等からの申請に基づく電子的交付、 コンビニエンスストアでの交付)</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書のコンビニエン スストアでの交付の開始によ る。
令和4年6月30日	II.1	令和4年2月24日時点	令和4年6月30日時点	事前	新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書のコンビニエン
令和4年6月30日	II.2	令和4年2月24日時点	令和4年6月30日時点	事前	新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書のコンビニエン

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I.1.②	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理並びに他市区町村への接種記録の照会・ 提供(情報提供ネットワークシステムに接続して 行うものを含む) ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付(窓口での交付、郵送による交付、ス マートフォン等からの申請に基づく電子的交付、 コンビニエンスストアでの交付)</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付</p>	事前	<p>・新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書のスマート フォンアプリ上及びコンビニエ ンスストアでの交付が、令和6 年3月31日をもって終了するこ とによる改正(交付方法の記 載を削除)。 ・ワクチン接種記録システム (VRS)での他市区町村への 接種記録の照会・提供機能が 令和6年3月31日をもって利用 できなくなることによる改正。 なお、情報提供ネットワー クシステムによる情報照会及び提 供は引き続き可能であるが、 他の定期接種と同様の扱いで あるため、新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種 事務として重複して記載してい た部分を削除する。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I.3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <p>・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(情報提供ネットワークシステムにおける情報照会・提供)</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種の特例臨時接種が終了し定期接種に移行することに伴い、番号法第19条第16号に基づく接種記録情報の提供および照会ができなくなることによる改正。</p> <p>なお、情報提供ネットワークシステムによる情報照会及び提供は引き続き可能であるが、他の定期接種と同様の扱いであるため、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として重複して記載していた部分を削除する。</p>
令和6年4月1日	I.7	飯田市役所 健康福祉部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事前	機構改革による
令和6年4月1日	I.8	飯田市役所 健康福祉部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部 保健課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事前	機構改革による
令和6年4月1日	II.1	令和4年6月30日時点	令和6年3月1日時点	事前	
令和6年4月1日	II.2	令和4年6月30日時点	令和6年3月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I.1.②	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、特定個人情報ファイルは、 以下の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録及び 管理 ・予防接種実施後の、接種者からの申請に基 づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施に関する 事務など ②行政措置として行う予防接種の実施に関する 事務など</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワー クシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務終了 に伴う修正(ワクチン接種記録 システム(VRS)は令和6年9 月30日をもって機能停止)。
令和8年3月31日	I.1.③	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務終了 に伴う修正(ワクチン接種記録 システム(VRS)は令和6年9 月30日をもって機能停止)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I.3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項 別表の第14の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項、別表第一の2の項</p> <p>飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2号</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	番号法改正及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務終了に伴う修正
令和8年3月31日	I.4.②	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の16の2の項、17の項、18の項及び19の項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の16の2の項及び16の3の項</p> <p>並びに内閣府・総務省令第七号 第12条の2及び第12条の2の2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29及び153の項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153及び154の項</p>	事前	番号法改正
令和8年3月31日	II.1 対象人数の時点	令和6年3月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	様式改定
令和8年3月31日	II.2 取扱者の時点	令和6年3月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV.8 人手を介在させる作業	項目追加	十分である	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV.8 人手を介在させる作業	項目追加	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV.11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目追加	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式改定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	IV.11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目追加	十分である	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV.11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目追加	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。	事前	様式改定